

2017年6月福山市議会

2017年6月定例市議会は、日本共産党福山市議会議員団を代表して、高木たけし市議と河村ひろ子市議が一般質問を行いました。

第1質問の内容と答弁をご報告します。

高木たけし市議

6月28日
午後3時30分～



1、市長の政治姿勢について ----- 2

○核兵器禁止条約について ----- 2

2、国民健康保険行政について ----- 5

○都道府県化について ----- 5

○国保税の引き下げについて ----- 8

○減免制度の拡充について ----- 9

3、商工労働行政について ----- 11

○非正規労働者の労働条件改善について ----- 11

○市職員の非正規職員について ----- 14

○長時間労働について ----- 16

○中小企業支援策について ----- 20

4、公契約条例について ----- 26

5、教育行政について ----- 29

○学校規模適正化計画について ----- 29



市長の政治姿勢について

核兵器禁止条約について

高木市議：核兵器禁止条約国連会議のホワイト議長は、5月22日ジュネーブの国連欧州本部で、核兵器禁止条約の草案を発表しました。

草案は、7月17日まで行われる「国連会議」の第2期会期での議論の基礎となるものです。

核兵器禁止条約の草案は、史上はじめて議論されるものであり、心から歓迎するものです。

草案の冒頭に、核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を強調するとともに「核兵器使用の被害者及び核実験被害者の苦難に留意」して、核兵器廃絶のための「市民的良心の役割」を強調し、「多数の非政府組織及び被爆者の取り組み」を高く評価しています。

また、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の「開発、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験」などを禁止しています。

締約国は、その領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備」などを禁止する義務を負うとして、核兵器を違法化し「悪の烙印」を

押す内容となっています。

さらに、「自国の核兵器を廃棄した国の措置」を盛り込み、すべての国連加盟国に条約の加入を促すなど、核兵器保有国にも条約参加の道を開いています。

また、各締約国に「核兵器の使用または実験によって影響を受けた諸個人」に対して「支援を十分に提供」することを義務付けていることは、長年にわたり被爆者援護を求めてきた被爆者の切望に応えるものです。

核兵器を法的に禁止するとともに「核兵器全面廃絶につながる意義を持つものであり、国連総会が「国連会議」に与えた任務に立派に応えるものです。

福山市が、政府に対し、ひきつづき、国連会議への参加を要請することを求めるものです。ご所見をお示しください。

6月18日には、被爆者から核兵器禁止条約の成立の願いをこめた、ヒバクシャ国際署名300万人分がホワイト議長に届けられました。

福山市も、市本庁舎1階や支所のロビーに平和コーナーを設けて、市民が署名を行えるよう求めるものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：高木議員のご質問にお答えいたします。

始めに、核兵器禁止条約についてであります。

国運会議への参加を要請することにつきましては、引き続き、国に対し、「日本非核宣言自治体協議会」などの活動を通じ、要望してまいります。

次に、核兵器廃絶に向けた取組についてであります。

本市における核兵器廃絶に向けた取組は、私が会長を務める「原水爆禁止運動福山推進連盟」の事業として取り組んでおります。

核兵器廃絶に向けた署名活動につきましては、既に連盟の加盟団体や、市内の高校生等が、精力的に取り組んでおられるところであります。

以上

国民健康保健行政

高木市議：都道府県化について伺います。

2018 年度から、国民健康保険事業の都道府県化が、実施されます。

広島県は、4 月に「広島県国民健康保険運営方針素案」を示し、全国でも大坂、奈良、滋賀などしか行わない、統一保険料を目指すとしています。

県が示した市町村標準保険料率の試算は、国が新たに 2018 年度から拡充する予定の追加公費約 1700 億円は含まず、統一保険料率を基本とする福山市の 1 人当たりの保険料収納必要額は 2016 年度と比較して、10.93%の増加となります。

新たな公費が措置されても、各自治体が繰り入れている法定外繰り入れ総額 3900 億円に対し 500 億円も不足するため、法定外繰り入れをしなければ、相当な保険料の増額となることが懸念されます。ご所見をお示してください。

法定外繰り入れについて「解消すべき繰り入れ」と「続けてもよい繰り入れ」に分類するとしていますが、2017 年度では、それぞれ金額はいくらかお示してください。

県が各市町に納付金額を提示し、100%納付させますが、加入者の

収納率により、納付金を全額納められない場合に、県の基金から借りるとの事ですが、いずれ返還しなくてはならず、そのため、国保料がさらに引き上げられることが懸念されます。

今後、保険料を払えない加入者や、差押えの増加が懸念されます。

ご所見をお示しください。

市長答弁： 次に、国民健康保険行政についてであります。

まず、**県単位化**についてであります。

このたび示された試算につきましては、「一人当たり医療費の伸びに加えて、これまで市町の国保特別会計における前年度繰越金、財政調整基金及び一般会計繰入金によって、保険料を引き下げていたものを保険料で賄うこととなるため、現行よりも高くなっているものであります。

なお、この試算につきましては、国からの財政支援の拡充による追加公費や激変緩和措置の内容が反映されていないため、今後の状況を注視してまいります。

次に、2017 年度（平成 29 年度）における、解消すべき法定外繰り入れは、2,503 万 7 千円、繰り入れ可能なものは、1 億 4,085 万 7 千円と見込んでおります。

次に、保険料が引き上げられることの懸念についてであります。

国保制度は、医療保険制度として、医療費を賄うための保険料は、被保険者の方に、所得にかかわらず一定の負担をいただかなければならない仕組みになっております。

低所得世帯に対しては、滞納世帯の個々の事情に応じ、分割納付など、引き続き、きめ細かな対応をまいります。

なお、滞納処分につきましては、納税に誠意のない滞納者に対して、経済状況などを精査し、納付能力を見極める中で、差押えを適正に実施しているところであります。

引き続き、納税者の負担の公平性の確保と収納率の向上に努めてまいります。

高木市議：国保税の引き下げについて伺います。

福山市は、2017 年度から、国保税の介護分の所得割を 2.49%へ 0.33%引き上げ平均一人当たり年 1416 円引き上げるとしました。

この引き上げによる影響額は、4600 万円余りです。2016 年度の決算剰余金は、16 億 3791 万円余りの黒字と見込んでいます。

このうち、6 億円余りを基金に積み立てる予定としています。

国保税抑制は、決算剰余金から 4600 万円を活用すれば十分できるものです。なぜ活用しないのか、その理由についてお示してください。

また、国保税の引き上げを行わないことを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、税率改定についてであります。

このたびの税率の設定に当たっては、予算において、一般会計からの基準外繰入や財政調整基金から、2 億 6,900 万円余の財源措置を講じるとともに、決算剰余金見込額から、6 億 4,200 万円余の活用により、合計で、9 億 1,100 万円余の財源を活用し、被保険者 1 人当たり約 1 万 3,800 円の負担軽減を図っております。

さらなる抑制を行うことは、今後の安定的な財政運営の観点から困難であると考えております。

高木市議：減免制度の拡充について伺います。

国保加入者の年間所得 300 万円以下の世帯は、年々増加し 2015 年度は 89%を占めるまでになっています。

年間所得 100 万円以上 400 万円以下の世帯では収納率が、平均収納率を下回る状況がしめすように、厳しい所得状況であり、国保税負担が重くなっています。

全国の自治体では、様々な減免制度の拡充を行っています。

福山市でも、拡充を求めるものです。

以下の点について、ご所見をお示してください。

1、法定軽減世帯への減額措置の拡大を行う事 1、市独自に 3 割軽減の創設を行う事

1、乳幼児や 3 人目の子どもについて、均等割りから除外すること
以上について、お答えください。

市長答弁：次に、減免制度についてであります。

国民健康保険制度においては、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられ、2014 年度（平成 26 年度）からは毎年度、拡充・見直しが行われており、低所得者の負担軽減に努めているところであります。

加えて、本市においては、法定軽減世帯における 18 歳以下 2 人目以降の被保険者への本市独自の減免制度により、子育て世代への負担軽減を図っており、制度を拡充しているところであります。

商工労働行政

高木市議：非正規労働者の労働条件改善について伺います。

非正規雇用労働者の低賃金が大きな社会問題となっています。非正規雇用者の総数は、1990 年以来増加傾向となっています。

1990 年正規雇用は 3488 万人、非正規雇用は、881 万人で 20%でしたが、2016 年 5 月には、正規雇用は、3313 万人、非正規雇用は 1980 万人で 37.4%を占めています。

厚生労働省の 2015 年の調査によると、従業員 5 人以上の企業では、月給とボーナスを合わせ、正規と非正規の年収の差が 234 万円にもなります。

市内の非正規雇用と正規雇用の割合、年収の状況についてお示しください。

世界では、同一労働同一賃金は当たり前となっています。欧州では、同一労働または同一価値労働同一賃金・均等待遇の原則を法整備しています。

日本でも、同一労働同一賃金原則に実効性を持たせるには、労働基準法第 4 条にある男女同一賃金原則を中心に、同一労働同一賃金原則を明記する法改正が不可欠です。

政府に対し男女、正規・非正規の賃金格差をなくすために、法制化と均等待遇の実現を求めることを要望するものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、非正規労働者の労働条件の改善についてであります。

市内の正規雇用と非正規雇用の割合についてですが、総務省の就業構造基本調査によれば、最新値である 2012 年度（平成 24 年度）調査において、市内の正規雇用は 63.7%、非正規雇用は 36.3%の割合となっております。

市内の正規雇用と非正規雇用の年収の状況については把握しておりませんが、本年 2 月に厚生労働省から発表された、「賃金構造基本統計調査」の結果によると、全国での正社員・正職員に対する、それ以外の労働者の賃金割合は、約 66%となっており、2005 年（平成 17 年）の調査以来、賃金格差は過去最小となっております。

次に、男女、正規・非正規の賃金格差の是正についてであります。

国においては、厚生労働省が、2010 年（平成 22 年）8 月に、事業者向けに「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」を作成するなど、格差の解消に向けての取組を行っているところであります。

また、昨年 12 月には、非正規労働者の待遇改善について、「同一労働同一賃金ガイドライン案」が示され、今月 16 日には、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して、同一労働同一賃金に関する法整備について建議されるなど、法整備に向けた動きが見られております。

本市として時、引き続き、これらの国の取組を注視してまいります。

以上

高木市議：市職員の非正規職員について伺います。

2015 年度決算資料によると嘱託職員は、市長部局等で合計 1339 人です。臨時職員も、市長部局などで 1272 人となっています。

嘱託職員の年間所得で、100 万円未満、100 万円から 25 万円刻みで 250 万円未満まで、250 万円以上のそれぞれの職員数と割合についてお示してください。

また、この 10 年間の正規職員・非正規職員数の変化と割合をお示してください。

市長答弁：次に市職員の非正規職員についてであります。

非常勤嘱託職員の年間収入別の職員数と割合につきましては、2015 年度（平成 27 年度）末現在の非常勤嘱託職員のうち、中途採用者と育児休業者・休職者、勤務形態が週 30 時間未満の者を除き、125 万円未満は 0 人、125 万円から 150 万円未満は 14 人で 1.2%、150 万円から 175 万円未満は 179 人で 14.7%、175 万円から 200 万円未満は 501 人で 41.2%、200 万円から 225 万円未満は 418 人で 34.3%、225 万円から 250 万円未満は 19 人で 1.6%、250 万円以上は 85 人で 7.0%であります。

また、ここ 10 年の正規職員と非正規職員の割合につきましては、

2006 年（平成 18 年）3 月 31 日現在では、正規職員が 4,388 人、臨時・嘱託職員が 1,863 人で全体に占める非正規職員の割合は 29.8%、2016 年（平成 28 年）3 月 31 日現在では、正規職員が 4,071 人、臨時・嘱託職員が 2,611 人で全体に占める非正規職員の割合は 39.1%となっております。

以上

高木市議：長時間労働について伺います。

民間企業の電通で入社 1 年目の高橋まつりさんが、過労自殺し、大きな社会問題になっています。

労働基準法には、36 協定により特別条項を結べば長時間労働の歯止めがなくなるという問題があり、改善が強く求められています。

安倍政権は、「働き方改革」を掲げていますが、実際にやろうとしているのは、長時間労働を固定化し、悪化させる「改悪」です。

1 つには、残業時間を「年 720 時間、月 100 時間まで合法化する」など長時間労働にお墨付きを与えることです。

2 つには、裁量労働制の拡大と高度プロフェッショナル制度で残業代をゼロにする働かせ方の拡大です。このような「改革」では、過労死、過労自殺をなくすことはできません。

長時間労働を解消し、過労死を根絶するためには、残業時間の上限を（政府が労働者の健康を守るために必要とした）「週 15 時間、月 40 時間、年 360 時間」とし、この規制に穴をあける特例を認めない事、勤務間に最低 11 時間の連続休息時間を確保するインターバル規制を導入する事が必要です。

また、長時間残業には、割増率を増やし、サービス残業にはペナ

ルティ―強化による長時間労働の抑制が必要です。

以上の点を踏まえた実効的な法制度の構築が必要と考えます。政府に強く要望することを求めます。ご所見をお示してください。

2016 年 1 月、「福山市人事行政の運営等の状況」では、15 年度の時間外勤務及び休日勤務等の状況が記載されており、市職員の時間外勤務の総時間数は、昨年度比 1 万 9,739 時間増加し、45 万 9,365 時間となっています。

時間外勤務が増加している理由をお示してください。

2015 年度、過労死ラインといわれる月 80 時間以上時間外労働している職員数は 56 人で 2%、月 45 時間以上は 375 人で 12%もしめています。

また、職員のひと月の最高時間外労働時間数は、142 時間との事です。

2015 年度に、2 月から 6 月の平均いずれかが月 80 時間を超える職員数、月 45 時間を超える月が 6 カ月を超える職員数を、それぞれお示してください。

年間 360 時間を超える時間外労働を行った職員数についてお答えください。

職員の長時間労働解消のために、正規職員の増員が必要と考えます。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、長時間労働についてであります。

長時間労働に起因する、自殺や過労死などの問題が全国的に報道され、社会問題になっております。

国においても、過労死等の防止を目的とした「過労死等防止対策推進法」が2014年（平成26年）11月に施行され、毎年11月を「過労死防止啓発月間」として、過労死防止に向けた啓発を図っております。

また、昨年12月には、長時間労働に対する指導や監督を徹底することなどを定めた、「過労死等ゼロ」緊急対策が取りまとめられております。

さらに、今年度からは、厚生労働省の「職場意識改善助成制度」の対象に、「勤務間インターバル導入コース」が新たに導入されており、国に長時間労働の是正に向けた取組が、強化されていると認識しております。

国等と連携し、長時間労働の是正に向けて、周知・啓発に努めてまいります。

次に、2015 年度（平成 27 年度）の時間外時間数別職員数について
であります。

2 か月から 6 か月の平均のいずれかが、月 80 時間を超える職員数
は 23 人であり、月 45 時間を超える月が 6 か月を超える職員数は 35
人であります。

また、時間外時間数が、年間 360 時間を超える職員数は 149 人で
あります。

なお、職員 1 人当たりの時間外勤務手当の支給額は、2015 年度（平
成 27 年度）の普通会計決算ベースで、中核市 47 市中、少ない方か
ら 7 番目の第 41 位という状況であります。

職場の体制につきましては、今後とも業務量に見合った人員配置
を基本に、必要な部署には必要な人員配置を行い、見直しの必要な
部署は見直しを行う中で、効率的な業務執行や業務の平準化などに
取り組みながら、職員の適正な労働時間の管理に努めてまいります。

以上

中小企業支援策について

高木市議：福山市は、2016年11月から「ものづくり福の耳プロジェクト」として、市の職員らが、製造業関連の中小・小規模企業を直接訪問し、要望や支援ニーズなどの聞き取り調査を行っています。

2月17日の文教経済委員会の報告で、多くを占めている課題としては「人材の確保」と「人材の育成」とのことでした。

この調査結果は、2016年11月の1か月間の103件の調査結果ですが、その後、今年5月末までには、281件を訪問調査した、とのこと。これまでの調査を受け、課題はどのようなものが抽出されたのか、お示し下さい。

また、この事業者アンケートは、「経営課題について」「今後の経営方針について」との設問のほか、「事業承継について」「市内、近隣市町等との連携について」など、16の設問で構成されています。

しかし、文教経済委員会に報告された中間報告は、5つの設問の結果の概略しか示されておりません。調査結果は、今後、地方自治体の産業政策にとって、貴重な資料となり得るもので、個人情報を除いて、全ての結果を公開することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、これまでの答弁では、「調査結果をうけ、すぐに対応可能な要望は、随時施策展開を行う」とのことでしたが、これまで実行した施策をお示し下さい。

次に、中小・小規模企業の「人手不足の対応」についてお伺いします。

今回の事業者アンケート調査の中間とりまとめでは「人材の確保」や「人材の育成」に課題があることが、明らかでした。

さらに「事業承継について」も調査していますが、その結果をお示し下さい。

わが党は、2016 年 3 月議会本会議で、中小業者の「事業承継について課題が多い」ことを指摘し支援策を求めました。

その具体は、「後継者の養成期間中の賃金などの補助」「税の免除・軽減」等です。

中小・小規模企業にとって、最大の財産である、「働く人々」への支援策を重視することが必要です。

例えば、兵庫県では、奨学金返済に苦しむ若者を雇用した中小企業に、返済額の一部を補助する新制度を始めた、とのことでした。

これらを参考にし、本市でも、若者が、中小・小規模企業で新規雇用を果たした際の、新たな支援策の創設を求めますが、お答えください。

国の当初予算における中小企業対策費は、1967年に一般歳出比でピークの0・88%を記録して以来減少傾向で、今年度は前年度比0・82%減の1810億円と、5年連続で史上最低です。

中小・小規模企業が日本経済の「根幹」にふさわしい本格的な施策を展開するためには、中小企業対策予算を抜本的に拡充することが必要です。

そのため、国に対し、当面、一般歳出の2%、1兆円程度への増額を要望することを求めます。

また、市として、中小企業振興基本条例を制定し、市内の中小企業・小規模事業者の支援策を、策定することを求めます。

以上についてお示し下さい。

市長答弁：次に、中小企業支援策についてであります。

まず、ものづくり福の耳プロジェクトを通じて把握した中小企業の経営課題についてであります。

5月末時点、281件の調査結果においても、「人材の確保」が62.3%、

「人材の育成」が46.6%で高い割合となっております。

市内のものづくり企業の多くが「人材確保」や「人材育成」を課題に挙げているのは、昨今の経済状況を受けて、大手企業を中心に採用を増やしていることや、熟練技術者の退職と若手の技術者不足が重なり、技術の継承が困難になりつつあることが要因であると考えております。

次に、全ての調査項目の結果公表についてであります。

これまで公表しているものは、企業の現状や課題を示す、主要な項目であり、全ての項目につきましては、1年ごとを目途にとりまとめた結果を公表することになっています。

これまでの訪問調査において、すぐに対応できたものとしては、県や市などの支援メニューの紹介や斡旋、・本市の補助申請手続きの簡素化のほか、・独自技術や高いシェアを持つ事業者に対する、広島県の「オンリーワン・ナンバーワン企業」登録制度の活用の働きかけなどがあります。

次に、中小企業・小規模企業の「人手不足」への対応についてであります。

訪問調査項目の一つである「事業承継」への対応状況については、

「すでに対策済み」39.7%で、「未実施だが、必要性を感じる」が41.1%となっております。

事業承継への支援策につきましては、現在、国等において、税制、金融に関する支援を行うほか、専門機関である「広島県事業引継ぎ支援センター」を設置し、支援策の充実を図っております。

事業承継には、相続など専門的な知識が必要なことから、本市としては、事業者の実態を把握し、必要な事業者に、専門機関の紹介をしてまいりたいと考えております。

また、若者を新規雇用した際の新たな支援策の創設についてですが、本市においては、学生が企業の業務内容を理解し、ミスマッチを防ぎ、やりがいをもって就職することが大切であると考えております。

このため、福山地方雇用対策協議会に加入する企業による就職ガイダンスの開催や、企業と学校の交流会などを通じて、若手人材の確保を図っているところであります。

次に、国の中小企業対策予算の拡充要望についてであります。

中小企業・小規模事業者の効果的な支援には、国が一定程度の予算規模を継続的に措置することが重要と考えております。なお、国

が行うべき経済施策について、市長会等を通じて国へ要望しております。

次に、中小企業振興基本条例の制定と支援策の策定についてであります。

中小企業基本法や小規模企業振興基本法では、中小企業の果たすべき役割、総合的な中小企業施策の方針に加え、国、自治体の責務が示されております。

これに沿って、国等との適切な役割分担を踏まえつつ、地域の産業特性に応じた施策の推進を図っているところであります。

本市においては、第五次総合計画を策定し、中小企業支援策を位置づけているところであり、引き続き、ものづくり福の耳プロジェクトを通じ、中小企業者に寄り添った支援策を検討・実施してまいります。

以上

高木市議：公契約条例について伺います。

自治体の公共工事やサービスの担い手に生活できる賃金が確保されていないことが社会問題になっています。

5月25日には、国民大運動実行委員会から公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情書が提出されました。

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させ、建設産業への若年入職者の減少、高齢化等により、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されます。

国土交通省は、2013年から2016年まで公共工事設計労務単価を全職種平均で34.7%引き上げ「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しました。

これにより、公的機関からの工事発注単価は改善されましたが、「中抜き」や、改善されない重層下請構造などにより、現場の労働者には届いていないのが実情です。

この改善のために、各地で公契約条例の制定が広がっています。

公契約条例の目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公

務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立を目指し、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現しようとするものです。

福山市が、最低制限価格の事後公表した 2017 年 4 月からの入札結果では、4 月の工事請負 12 件中、最低制限価格より、1%以内の落札は 10 件、5 月の工事請負 15 件中最低制限価格より 1%以内の落札が 15 件、業務委託は 6 件中 5 件という結果です。

工事請負や業務委託では、最低制限価格に近い落札金額となっているなかで、下請け労働者に給与のしわ寄せが懸念されます。

現在福山市では、下請け労働者への給与がどのようになっているのか把握していません。

福山市の公共工事、業務などで労働者の給与引き下げがあってはなりません。

福山市でも、公契約条例を制定することを求めるものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、公契約条例についてであります。

本市においては、過度の競争による労働者や下請業者へのしわ寄せ

せが懸念されることから、労働者への適正な賃金を確保するため、建設工事等においては、2007 年度（平成 19 年度）から最低制限価格制度を導入しており、経済状況を見極める中で、随時その価格の見直しを行っているところであります。

公契約条例の制定については、国や他都市の動向を見極める中で、慎重に対応してまいります。

以上

高木市議：教育行政について、学校規模・学校配置適正化計画に

ついてお伺いします。

福山市教育委員会は、3月23日、2017年度第1回定例市議会の全日程が終了した直後に、議員に対し「(仮)福山市立千年小中一貫教育校の整備(案)」を説明しました。

これは、これまでの内海・内浦小学校を千年小に、内海中学校を千年中学校に統合しようとしていた再編計画を大幅に変更し、沼隈町の千年、常石、能登原小学校、内海・内浦小学校と、内海中学校と千年中学校の計7校を統廃合し、千年小中一貫校とする大再編計画です。

設置場所は、現在の千年中学校の位置に、土地を拡張して整備する、として、千年中学校の隣地を買収し、市道と草深公園を廃止する予定です。

この計画により、生徒数は約770人を見込む、4階建の校舎を新築するという、市内でも有数の大規模校となります。

この計画について、地域住民らからは、「寝耳に水だ」「地域の実情を無視しあまりにもひどい話だ」と、反対の声が聞かれます。

これまでの計画と全く異なる大規模な計画となった経緯をお答え

ください。

また、対象地域、学校関係者へ計画の説明は、いつ、どこで、誰が、どのように行ったのか、詳細にお答えください。

さらに、この案は、議会閉会後に示されました。その理由について、教育委員会の説明によると、議会開会中に説明をしなかったのは「用地買収に関わり、地権者に測量や移転費用など、事前に説明するため」とのことでした。

今回の計画は、予算に関わるものもあり、文化・生活圏の全く異なる内海の小・中学校を全廃し、これまで統廃合の対象校ではなかった能登原、常石小学校が新たに対象となる他、民家の立ち退きを強いるなど、複雑な計画です。

「頭出し説明」など、小出しに説明するのではなく、堂々と正面から住民に説明し、信を問うべきではありませんか。そして、住民合意が得られなければ計画そのものを、撤回すべきです。お答えください。

わが党は、先般、対象校の一つとなっている能登原小学校を視察しました。同校は、全校児童 60 人ですが、全国でも珍しい、「はだし教育」を 30 年以上に渡り、実施しています。

これは、入学式から卒業の日まで、子ども達は、登校するとすぐに、下駄箱で靴と靴下をぬぎ、授業も体育も、給食も休憩時間も、1年中、はだしで過ごす教育です。

真冬でも子どもが、はだしで過ごすため、「インフルエンザ等の学級閉鎖がない」「体力テストは県内平均以上」など、心身ともに健康な状態が保たれているそうです。

また器械体操が伝統となっており、ブリッジや難しい3点倒立などは、高学年のほとんどの生徒が実践できるそうです。

そのため、他学区の保護者らからは「可能なら能登原小学校に子どもを通わせたい」「はだし教育を広めてほしい」との声も聞かれます。

はだし教育は、東京オリンピックを前に、再び注目されている教育法だそうです。

長崎大学教育学部の西澤昭（にしざわしょう）教授によると、「ケガの予防」「風邪をひきにくくなる効果がある」といった結果が示唆されています。このような、小規模で個性的な教育こそ、光を当てる必要がありますが、認識をお示し下さい。

次に、学校規模・学校配置の適正化計画（第 1 要件）」に関して伺います。

3 月 26 日での東村小学校での住民説明会では、加配教員について質問が出されていました。

これに対し、市教委は「基本的に、再編後の加配は 1 名」「その 1 名は、学級担任の補佐や様々な書類の整理をする」として、「学級に 1 人つくと言うわけではない」との説明でした。

いま、全ての対象校の地域で小規模校を守ろうという住民運動が、全市的に広がっているのは、「先生がひとり一人を丁寧に見てくれる」という理由があるからです。

ところが統合して大規模化すると、教員一人あたりの子どもの人数は、増加してしまいます。

例えば、東村小学校と、今津小学校の場合、今年 5 月 1 日現在で、東村小学校の児童数は 44 名、教職員の基準教員数は 4 学級で、8 名です。

今津小学校の児童数は 337 名で、基準教員数は、12 学級で、17 名です。仮に、この 2 校が 2020 年度に統合された場合、市教育委員会の試算では、児童数は 353 名となり、基準教員数は、12 学級 17 名で

す。教職員数は両校の基準教員数の単純合計の 25 名とはなりません。

このように、教員一人あたりの生徒数は、現状より大幅に増加し、「ひとり一人を丁寧に見てくれる」という環境が大激変することは、紛れもない事実ではありませんか。ご所見をお示し下さい。

能登原小学校での、市長との車座トークでは、「小学校が無くなると、ますます若い世帯が移り住まなくなる」「いじめにあった子どもが能登原小学校に転校してきている。…それくらい大事な小学校だ」との意見が出されています。

また、3 月 22 日での内海小学校の車座トークでは、「中学校には常石の方から通っている生徒もいる。」「内海に学校があるから引っ越してきた。学校をなくしてほしくない」との声が出されています。

車座トークで寄せられた声に対する、市長の認識をお示し下さい。

また、これらの声に応え、学校統廃合計画を白紙撤回することを求めます。

以上について、お答えください。

市長答弁：教育行政についてお答えいたします。

「学校規模・学校配置の適正化計画」についてであります。

これまで、適正化計画に基づき、小学校間、中学校間の再編を基

本にしつつ、施設一体型小中一貫教育校の整備の可能性についても併せて検討する中で、取組を進めております。

そうした中、教育委員会では、昨年4月の義務教育学校の制度化、千年中学校区と内海中学校区における児童生徒数や学級数の将来推計、学校施設の老朽化の状況等を踏まえる中で、施設一体型の義務教育学校として、両中学校区の五つの小学校と二つの中学校を再編し、千年中学校の場所に新たに整備する考え方を、お示ししました。

3月下旬から、学校や公民館等で、教育委員会事務局から、この整備（案）について、再編対象となる学区の保護者や地域役員の皆様に説明し、意見交換を行っているところです。

学校は、規模に関わりなく、歴史や伝統文化、風土、人材などその地域の豊富な資源を活用し、それぞれ特色ある教育活動を行っております。

各学校のこうした取組を再編後の新しい学校づくりに向けて、どのように引き継いでいくか、地域や保護者のご意見も伺いながら、学校と十分検討してまいります。

再編後の学校における教員体制についてであります。

少子化の進行により、学校の小規模化に歯止めがかからない中、

小規模校においては、子どもたちが主体的に考え、意見を交わしながら理解を深める授業が展開しづらく、多様な価値観に触れさせることも難しいといった課題があります。

学校再編は、こうした課題を解決し、これからの子どもたちに求められる力、「知識・技能はもとより、課題発見・解決力、挑戦する力、粘り強さや忍耐力、コミュニケーション能力、思いやりの心」などの資質・能力を、日々の授業を中心とした教育活動の中で育てていくため、学校の配置を見直し、学校規模を適正化するものです。

教職員は、再編後の学級数に応じ、県の配置基準に基づき、配置することとなるため、再編対象校の現在の教職員数を単純に合計し、比較することはできません。

再編後の学校には、県の基準に基づく教職員に加え、県費の加配教諭や市費の非常勤教諭を配置することができ、教員体制はより充実します。

このことにより、同じ学年の複数の教員により児童生徒の状況を把握したり、生徒指導上の課題を発見したりできるようになり、迅速に対応する体制を整えることができます。

また、授業において、学級の枠を超えた少人数指導や専科指導な

ど、多様な指導形態をとることができ、子どもたちの良さを多面的に評価することもできます。

車座トークにおける意見に対して市長は、「学校再編は、避けては通れない問題であり、子どもの教育にとってどうなのか、地域の活性化についてどうなのか、ということを併せて議論していかなければならない」と答えています。

教育委員会としましては、学校は第一義的には教育の場であることから、子どもたちにとってより良い教育環境について引き続き、保護者、地域の皆様と意見交換を深め、地域コミュニティのあり方については、関係部局とも連携しながら、再編について理解をいただけるよう、取り組んでまいります。

以 上